

建設関連業務委託に係る制限付き一般競争入札
すべての入札案件に共通する事項

平成 29 年 4 月 1 日現在
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 8 年 1 月 1 日一部改正

- 1 すべての入札案件に共通する入札参加資格要件は、次のとおりとする。
 - (1) 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しないこと。
 - (2) 三島市工事請負契約等に係る入札参加停止等措置要綱（平成 4 年 9 月 17 日三島市告示第 127 号）に基づく入札参加停止の期間中でないこと。
 - (3) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更正手続開始の申立てがなされている者（更正手続開始の決定を受けている者を除く。）又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（再生手続開始の決定を受けている者を除く。）でないこと。
- 2 設計図書の配布
設計書、仕様書及び図面（以下「設計図書」という。）の交付を次のとおり行う。
 - (1) 配布期間
入札公告の日から入札執行日まで
 - (2) 配布方法
入札参加者は、静岡県共同利用電子入札システム（以下「電子入札システム」という。）入札情報サービス（PPI）の三島市「入札予定/公告表示」の「説明文書等」から、ダウンロードして入手すること。
- 3 設計図書に対する質問及び回答
 - (1) 設計図書に対する質問がある場合には、電子入札システムの質問回答機能により、次の受付期間内に提出すること。
 - ア 受付期間
入札公告の日の翌週月曜日から水曜日までの3日間とする。ただし、当該期間に休日が含まれる場合は、休日の日数分を延長する。また、特別なものについては、入札公告に記載し、期間を変更できるものとする。
 - イ 質問の受付担当課
三島市役所財政経営部 財政課 契約係 電話055-983-2624
 - (2) 上記(1)の質問に対する回答は、受付後速やかに電子入札システムの質問回答機能により行う。ただし、上記受付期間を過ぎて提出された質問には回答しないものとする。
- 4 入札書の提出方法（別紙「電子入札システムによる入札書提出までの手順」参照）
 - (1) 電子入札システムの「調達案件一覧」画面から、一般競争入札参加資格確認申請書を提出する。システムの都合上、何らかの添付資料がないと送信できないため、ワード、エクセル等で作成した仮の文書（様式自由）を添付すること。

(2) 参加申請書の受付期間は、公告の日から翌週の金曜日午後5時までとする。ただし、やむを得ない理由で、紙入札により参加する場合は公告の日から翌週の水曜日午後5時までとする。また、特別なものについては、入札公告に記載し、期間を変更できるものとする。

(3) 参加申請書受付期間終了後に、三島市から一般競争入札参加資格確認通知書が送信される。通知書には、すべての入札参加者に対して「競争参加資格有」と表示されるが、これはシステムの都合上表示されるものである。三島市の一般競争入札は、開札終了後に入札参加資格審査を行うため、この通知書により入札参加資格が有ることを認めるものではない。

(4) 入札書受付期間内に、電子入札システムにより入札書を提出すること。入札書の受付期間は、入札執行（開札）日の前日及び前々日（土日休日を除く。）の午前9時から午後5時まで（受付最終日は午後4時まで）とする。

5 積算内訳書の提出方法

「積算内訳書」が「要」となっている入札案件においては、電子入札システムの添付機能により、積算内訳書のファイルを添付して提出する。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除

(2) 契約保証金

契約締結時に、納付（契約金額の100 分の10以上）又は下記のいずれかに掲げる保証を付すこと。ただし、契約金額が1件300万円未満または過去2年間の間に当市との契約をすべて誠実に履行し契約を履行しないおそれがないと認められる場合を除く。

ア 地方債券若しくは国債証券等の提出

イ 金融機関の保証書の提出

ウ 前払金保証会社の保証証書の提出

エ 公共工事履行保証証券の提出

オ 履行保証契約保険証券の提出

なお、ウ～オにおいては、電子的方法であって、市長が別に定める措置を講じた場合は、保証書等を提出したものとみなす。

7 入札参加資格審査

入札参加資格確認審査は、開札終了後に次の方法で行う。

(1) 電子入札システムの保留通知によって審査対象者となった者は、入札執行（開札）日の翌日から起算して2日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に、入札参加資格審査申請書（様式第2号）に審査書類を添付して、入札参加資格審査書類及び電子契約同意書提出フォームにより提出しなければならない。ただし、審査書類がすべて「不要」となっている入札案件にあつては、この限りでない。

- (2) 審査書類提出後、市は、最低価格入札者が入札公告に示した入札参加資格要件を満たしているか否かの審査（以下「資格審査」という。）を行う。
- (3) 資格審査は、審査書類の提出期限の翌日から起算して3日（土曜日、日曜日及び休日を含まない。）以内に行う。
- (4) 資格審査の結果、最低価格入札者が当該入札参加資格要件を満たしていないときは、次順位者から順次審査を行うものとする。

8 落札者の決定方法

資格審査の結果、入札参加資格要件を満たしていると認めた者のうち、予定価格の制限の範囲内で最低の価格を持って有効な入札をした者（低入札価格調査の結果、契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認められた者を除く。）を落札者とし、三島市最低制限価格制度実施要領において対象とする建設工事等の入札案件については、入札金額が最低制限価格を下回った者は失格とし、予定価格の制限の範囲内の価格で最低制限価格以上の価格をもって入札した者のうち、入札参加資格要件を満たしていると認められた最低の価格をもって入札をした者を落札者とする。

9 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は無効とする。

- (1) 資格審査の結果入札参加資格要件を満たしていないと認められた者の入札
- (2) 虚偽の内容で入札参加資格審査申請書又は審査書類を作成した者の入札
- (3) 入札公告、建設工事競争契約入札心得において示した条件等入札に関する条件に違反した入札

10 契約書作成について

- (1) 契約の締結にあたっては、契約書（契約内容を記録した電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）を含む。以下同じ。）を作成しなければならない。
- (2) 契約書の作成に係る費用は、落札者の負担とする。

11 その他

- (1) 入札参加者は、建設工事競争入札心得を遵守すること。
- (2) 地方自治法施行令第167条の10第2項に定める最低制限価格は、三島市建設関連業務委託に係る最低制限価格制度実施要領において対象とする建設関連業務委託に設けるものとする。
- (3) 落札者は、様式第2-2号を提出した場合は、記載した配置予定技術者を、当該業務委託に配置すること。
- (4) 入札参加資格審査申請書又は審査書類に虚偽の記載をした場合においては、三島市工事請負契約等に係る指名停止等措置要綱に基づく指名停止を行うことがある。
- (5) 契約手続等において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。

12 入札に関する問い合わせ先

三島市役所財政経営部 財政課 契約係 電話055-983-2624